

公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センター賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センター（以下「センター」という。）定款第38条の規定に基づき、賛助会員（以下「会員」という。）の入会、退会、賛助金の納入等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 センターの会員は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員とは、センターの目的及び事業に賛同する個人であって、次条の規定により入会を承認されたものをいう。
- (2) 法人会員とは、センターの目的及び事業に賛同する法人又はその他の団体であって、次条の規定により入会を承認されたものをいう。
- (3) 特別会員とは、当法人の設立時において、出資金の援助など設立資金の醸成の面で、特に功労があった県、市町村及び関係業界団体をいう。

(入会)

第3条 会員になろうとする個人、法人又はその他の団体は、賛助会員入会申込書（別記様式第1号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）は、会員となることができない。

- (1) 暴力団員又は暴力団員でなくなってから5年を経過しない者
- (2) 暴力団準構成員
- (3) 暴力団関係企業の関係者
- (4) 暴力団等に利益を供与する共生者
- (5) 総会屋
- (6) 社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ又はえせ右翼団体、その他これに準ずる者
- (7) 前各号に掲げる者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

3 以下の各号に該当する法人又はその他の団体は、会員となることができない。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる法人又は団体
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる法人又は団体
- (3) 不当に反社会的勢力を利用し、又は利用していると認められる法人又は団体
- (4) 反社会的勢力に資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる法人又は団体
- (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人又は団体

(賛助金)

第4条 個人会員及び法人会員は、賛助金を納入しなければならない。

2 賛助金の最低額は、個人会員及び法人会員ともに年額で1口1万円とし、口数は自由とする。

3 賛助金は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年会費とし、年1回納入しなければならない。年度途中で入会した会員もまた同様とする。

(賛助金の使途)

第5条 賛助金は、毎事業年度における合計額の少なくとも50%を公益目的事業費に充当す

るものとする。

- 2 前項の場合で、管理費に充当すべき金額について管理費に充ててもなお残余があるときは、公益目的事業費に充当することができる。

(会員の特典)

第6条 会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) センターが行う相談事業を無料で優先して利用すること。
- (2) 暴力排除に関する機関誌紙や書籍等の無料配布を受けること。
- (3) 会員之証、暴力排除に関するポスター、ステッカー、カレンダー等の無料配布を受けること。
- (4) センターが、FAXで定期的に発行する「暴迫速報」の提供を受けること。
- (5) その他会員用のお知らせポスター等の無料配付を受けること。

(退会)

第7条 会員は、任意に退会することができる。この場合、あらかじめ理事長に賛助会員退会届(別記様式第2号)を提出するものとする。この賛助会員退会届は、センターへの電話による届出に代えることができる。

- 2 個人会員及び法人会員が、2年以上賛助金を納入しない場合、又は死亡(団体は、解散及び消滅したとき)した場合は、それぞれ退会したものとみなす。

(除名)

第8条 理事長は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、理事会において、出席者の3分の2以上の同意を得て除名することができる。

- (1) センターの名誉を著しく毀損し、又は信用を失墜するような行為があったとき
- (2) センターの活動目的に反すると認められる行為があったとき
- (3) 賛助会員入会申込書等の提出書類に虚偽の記載があったとき
- (4) 第3条第2項に規定する者または第3項に規定する法人又はその他の団体に該当することが判明したとき

- 2 前項の規定により、理事会において会員を除名しようとする場合には、当該会員に対して弁明の機会を与えなければならない。

(変更届出)

第9条 個人会員にあつては住所又は氏名に、法人会員及び特別会員にあつては名称、所在地又は代表者氏名に、それぞれ変更があった場合には、その都度、速やかに理事長に届け出なければならない。

(搬出金品の不返還)

第10条 会員が、既に納入した賛助金及びその他の拠出金品は、その理由の如何を問わずこれを返還しない。

(改廃)

第11条 この規程の改正及び廃止については、理事会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第12条

この規程に定めるもののほか、会員に関する事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成3年7月25日から適用する。

附 則

この規程は、平成4年9月10日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年3月22日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年3月27日から適用する。

附 則

この規程は、一般社団・財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から適用する。(平成23年2月1日)

附 則

この規程は、平成24年3月6日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。